

酒々井町部活動地域展開事業業務委託仕様書

1. 件名

酒々井町部活動地域展開事業業務委託

2. 適用範囲

本仕様書は、酒々井町（以下「発注者」という。）が発注する「酒々井町部活動地域展開事業業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

3. 業務の趣旨

（1）目的

スポーツ庁及び文化庁が令和４年１２月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、少子化が進む中、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があるとされている。また、これまでの部活動は教師の献身的な勤務によって支えられてきており、長時間労働の一因となっている現状がある中、国では公立学校における働き方改革の視点も踏まえ、部活動改革を進めている。

当町においても、これらの社会的背景を踏まえ、部活動改革を推進する必要がある。本業務は、土日・祝日の部活動指導を学校外の団体に委託することで、生徒・保護者及び教師への効果・影響を調査し、段階的な地域展開を進めることを目的に実施するものである。

（2）契約期間

契約締結日から令和９年３月３１日までとする。

（3）本業務における対象校及び対象種目

①対象校

酒々井町立酒々井中学校

②対象種目

男子ソフトテニス

女子バスケットボール

4. 業務内容

（1）土日祝日の地域クラブ活動運営業務

受注者は、地域クラブ活動指導業務に従事するスタッフを以下のとおり確保し、

実施の都度当該スタッフを適切に配置すること。なお、事前に学校及び顧問等にヒアリングを行い、現場の要望に応じたスタッフの確保に努めること。

①指導スタッフの確保人数

男子ソフトテニス 2 名

女子バスケットボール 2 名

②実施時間

土・日曜日及び祝日、1 回あたり 3 時間程度の活動を原則とする。

③実施日数

令和 8 年 1 0 月 1 日以降に開始し、週に 1 回程度の活動を原則として、履行期間内で 2 8 日を上限とする。

大会等の引率は、5 日を上限とする。

④参加人数

土・日曜日及び祝日の地域クラブ活動に参加を希望する生徒

⑤生徒及び保護者、学校、発注者との連絡調整等

受注者は、生徒及びその保護者、学校、発注者との本事業実施に必要な連絡調整や問合せ、相談に適切に対応すること。また、練習中のトラブル（怪我や事故、生徒同士のトラブル等）について、関係者（保護者、学校、発注者）に速やかに報告するとともに、必要な措置を行うこと。

生徒及び保護者には、事業内容や使用アプリ、サポート体制等について、十分な説明を行うこと。

⑥指導スタッフの管理監督

受注者は、指導スタッフに対して安全管理やハラスメント防止等、必要な研修を受講させること。なお、中学校の教職員で、部活動指導の経験がある者は原則不要。また、指導に問題がある指導者がいた場合は、関係者からヒアリングをした上で適切な対応を取ること。

⑦指導スタッフの業務

指導スタッフは、土・日曜日及び祝日の活動に係る以下の業務を行う。

- ・練習指導
- ・地域クラブとして参加する大会にあたっては、学校及び平日顧問と連携し、当該大会への参加申込も担うこと
- ・地域クラブとして参加する大会や練習試合に帯同し、審判など大会運営の支援
- ・活動時間中に起きたトラブル（怪我や事故、生徒同士のトラブル等）への対応

(2) 地域クラブ入会申込受付業務

受注者は、発注者に代わり、地域クラブ入会申し込み受付を行い、申込者のデータ一覧を発注者に提供すること。

(3) 報告書作成業務

①活動日ごとの報告書の作成及び共有

練習や大会等の活動終了後、速やかに活動報告を関係者間に共有すること。

②月ごとの報告書の作成及び提出

クラブごとの活動報告書を作成し、毎月末に発注者に提出すること。

③年間事業報告書の作成及び提出

受注者は、年間の活動を通じて得た知見をもとに、当町における部活動地域展開の成果と課題や対応策、推進策等についてまとめ、発注者に提出すること。

④酒々井町部活動地域展開に係る協議会等の資料作成

受注者は、上記協議会等の開催にあたり、発注者から求められた資料を作成すること。なお、協議会とは、部活動地域展開の方向性等を検討する会議のことであり、令和8年度は最大年2回の開催を予定している。

5. 実施要件

本業務の実施にあたり、受注者は以下の点に特に留意するものとする。

(1) 活動場所

酒々井町立酒々井中学校の施設、もしくは対象クラブが土日祝日に利用している施設を利用することを原則とし、これに該当する施設使用料は、発注者が負担する。ただし、対外試合等に参加する際は、上記施設以外でも活動できるものとする。活動に伴う移動について、安全配慮等の徹底をすること。

(2) 活動日の取扱い

①活動開始日

指導スタッフの確保及び保護者等に対する必要な説明を終えて、令和8年10月1日から地域クラブとしての活動を開始すること。

②活動回数

練習回数は年28回を上限とすることとし、大会及び練習試合等の引率は年5回までは対応すること。ただし、大会等の引率については、これを超える場合における帯同の取扱いは、受注者と発注者で協議して決定するものとする。

③1回あたりの活動時間

1回あたりの活動時間は、練習は3時間程度とし、大会引率時は1日（8時間）程度とする。また、大会引率時は、生徒指導のほか、審判等大会運営をサポートすること。

④活動日の決定

発注者は、翌月の活動予定について学校と協議を行い、前月10日までに活動日を決定し速やかに生徒及び保護者、指導者へ報告すること。ただし、契約締結後初めての活動月においては、この規定は適用しない。

⑤指導実施困難が見込まれる場合の対応

活動日決定後であっても、指導スタッフの体調不良や、活動の安全性が担保できない場合（風水害をはじめとした災害発生時、感染症の流行等）は、受注者の判断で活動を中止することができる。ただし、中止分の活動については、別の日に活動を行うよう努めること。また、活動の中止や活動日の変更があった場合は、発注者に連絡すること。

（３）活動参加者

酒々井町立酒々井中学校に在籍する者のうち、休日地域クラブ活動への参加を希望する生徒とする。

（４）学校との連携

学校施設の借用や、平日部活動との連絡調整については、受注者が行うものとし、施設を使用する際のルール等については、学校の要望を聞き、参加者にルール等を十分周知し、管理を行うこと。

（５）緊急対応

活動中の事故等緊急対応のため、受注者はあらかじめ対応マニュアル、連絡体制を整備し発注者へ提出すること。また、部員及び指導者の保険加入や応急処置等の一次対応のための備品整備については、受注者が対応すること。

（６）部員及び指導者の保険加入

部員及び指導者の保険については、活動及び活動に伴う移動についても適用できるものとする。

（７）問い合わせ窓口の設置

本業務の契約期間中は、発注者、保護者及び酒々井中学校から問い合わせを受け付ける窓口を設置すること。なお、保護者等から指導中のトラブルについて問い合わせ・相談があった場合には責任をもって対応すること。

6. 成果品

（１）本業務の成果品は、本仕様書４（３）で示した各報告書及び報告書作成に使用した資料一式並びに説明会資料とし、提出部数等は以下のとおりとする。

①紙媒体（製本版、A4 カラー）１０部

②電子媒体（CD-R 等）２枚

（２）本業務における成果品、資料等の所有権及び著作権は、契約期間にかかわらずすべて発注者に帰属するものとし、受注者への断りなく、成果品を業務等に活用できるものとする。

（３）受注者が成果品及び資料等を公開、利用することについては、一切これを認めないものとする。ただし、発注者が承認した場合はこの限りではない。

7. 検査

受注者は、業務完了時に成果品の検査を受けなければならない。また、業務完了後に受注者の責による不備等が発見された場合、発注者が必要と認める訂正、補足及びその他の必要な作業を直ちに受注者の責任において行うものとする。

8. 業務主任担当者

受注者は、受注者と直接雇用関係にある者の中から業務主任担当者を選任し、発注者へ選任通知書により通知するものとする。なお、通知には雇用を証する雇用証明書を添付すること。

9. 守秘義務

受注者は、本業務上知り得た行政及び個人情報に係る事項を、発注者の承諾なしに利用し、または第三者に漏らしてはならない。

10. 損害賠償

受注者は本業務の履行中に生じた諸事故等のうち、受注者の故意又は過失に起因する事由により発注者及び第三者に損害等を与えた場合は、その責任を負うこと。

11. 疑義

受注者は本業務を履行するにあたり疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し信義誠実に業務の履行を図らなければならない。